

令和2年9月市議会定例会  
副市長一般議案説明

本市議会定例会に提出いたしました議案第74号から議案第92号までの補正予算、条例の改正及びその他の議案につきまして、御説明申し上げます。

初めに、議案第74号 令和2年度長野市一般会計補正予算につきまして申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ13億7,070万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,240億4,734万9千円とするものでございます。

以下、その内容について、歳出から御説明申し上げます。

まず総務関係では、住民基本台帳法、戸籍法等の一部改正に伴う戸籍住民基本台帳システムの改修に要する経費1,615万7千円を追加するものでございます。

民生関係では、新型コロナウイルス感染症により、生産活動に大きな影響を受けた授産施設の事業継続経費に対する補助金150万円、子育て短期支援事業を新たに実施する事業者の開設準備経費に対する補助金400万円、東日本台風災害により被害を受けた介護事業所の再開準備経費に対する補助金7,551万円を追加するものでございます。

衛生環境関係では、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、PCR検査センターの運営継続のほか、保健所のPCR検査機器の増設及び新たな「かかりつけ医」でのPCR検査委託等に要する経費8,113万5千円を追加するものでございます。

教育関係では、6月専決補正予算にて実施しております、文化芸術活動を支援す

るWebフェス事業につきまして、募集数の追加及び長野市芸術館に加え松代文化ホールでの開催に要する経費1,660万円を追加するものでございます。

災害復旧関係では、7月に発生した集中豪雨等により被災した、道路施設の復旧に要する経費10億3,000万円、河川施設の復旧に要する経費3,420万円、廃棄物最終処分場の復旧に要する経費1,360万6千円を追加するものでございます。

予備費につきましては、7月に発生した集中豪雨等により被災した道路、河川及び廃棄物最終処分場の応急復旧等に充用していますので、今後の不測の事態に備え充用相当額の9,800万円を補充するものでございます。

次に、歳入につきましては、地方交付税のうち、交付額が確定した普通交付税について3億1,538万7千円を減額し、併せて、市債のうち、交付税の代替財源として発行する臨時財政対策債2億3,238万9千円を増額するものでございます。

これらの財源といたしまして、国庫支出金5億1,694万7千円、県支出金9,661万円、財政調整基金からの繰入金4億2,034万9千円、市債4億1,980万円をもって充当するものでございます。

第2表 繰越明許費につきましては、道路施設災害復旧事業及び河川施設災害復旧事業において、年度内の事業完了が見込めないことから、予算額を翌年度に繰り越すこととするものでございます。

第3表 債務負担行為補正につきましては、災害公営住宅整備事業費におきまして、令和3年度までの事業費18億6,665万円を追加設定するものでございます。

第4表 地方債補正につきましては、衛生施設災害復旧事業費の借入限度額を追

加設定し、臨時財政対策債ほか1事業につきまして、借入限度額を変更するものです。

次に、議案第75号 令和2年度長野市国民健康保険特別会計補正予算につきまして申し上げます。

事業勘定におきまして、令和2年度税制改正により、令和3年度からの国民健康保険料の軽減判定所得の算定基準額を引き上げることなどに伴うシステム改修に要する経費682万9千円を追加し、その財源につきましては、県支出金をもって全額充当するものでございます。

また、第2表 債務負担行為につきましては、国民健康保険システム改修事業費におきまして、令和3年度までの事業費828万3千円を設定するものでございます。

次に、議案第76号 令和2年度長野市介護保険特別会計補正予算につきまして申し上げます。

令和元年度の保険事業勘定における保険給付費、地域支援事業費の確定に伴い、超過交付となった国・県支出金等の返還に要する経費2億8,619万1千円を追加し、その財源につきましては、繰越金をもって全額充当するものでございます。

次に、条例議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第77号 市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例は、地方税法の一部が改正され、市税の延滞金の割合の特例が見直されたため、市税以外の諸収入金についても市税と同様に見直すことに伴い、改正するものでございます。

議案第78号 長野市七瀬移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、長野市七瀬移住促進住宅の利用拡大を図るため、入居することができる者の要件を見直すことに伴い、改正するものでございます。

議案第 79 号 長野市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例は、食品衛生法等の一部が改正され、公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する規定が整備されたこと等に伴い、改正するものでございます。

次に、その他の議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第 80 号 訴訟の提起につきましては、市営住宅の家賃等を長期にわたり滞納し、滞納家賃支払いの催告にもかかわらず、これを支払わないため、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるものでございます。

議案第 81 号から第 87 号までの 7 件は、いずれも財産の取得に係るもので、議案第 81 号及び議案第 82 号は、除雪ドーザを、議案第 83 号は、長野市消防団活動服を、議案第 84 号は、更北分署及び鬼無里分署にそれぞれ配備する高規格救急自動車 2 台を、議案第 85 号は、更北分署及び鬼無里分署にそれぞれ配備する高度救命処置用資機材 2 式を、議案第 86 号は、若穂分署に配備する災害対応特殊消防ポンプ自動車を、議案第 87 号は、中央消防署に配備する特殊作業車を、それぞれ取得するものでございます。

議案第 88 号 土地の売払いにつきましては、県道三才大豆島中御所線拡幅工事に伴い、長野市オリンピック記念アリーナ用地を長野県へ売払うものでございます。

議案第 89 号 市道路線の認定、変更及び廃止につきましては、新たに 20 路線を認定し、5 路線を変更及び 8 路線を廃止するものでございます。

議案第 90 号から議案第 92 号は、令和元年度の長野市各公営企業会計決算において生じた、未処分利益剰余金の処分に関するもので、

議案第 90 号は、令和元年度長野市産業団地事業会計決算において生じた、未処分利益剰余金 6,536 万 4,517 円を利益積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 91 号は、令和元年度長野市水道事業会計決算において生じた、未処分利益剰余金 22 億 7,755 万 1,706 円のうち、当年度純利益 12 億 5,376 万 9,069 円につきましては、9 億 3,676 万 9,069 円を減債積立金に、3 億 1,700 万円を建設改良積立金に積み立てること、その他未処分利益剰余金変動額 10 億 2,378 万 2,637 円については資本金に組み入れることにつきまして、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 92 号は、令和元年度長野市下水道事業会計決算において生じた、未処分利益剰余金 49 億 1,344 万 6,782 円のうち、当年度純利益 23 億 6,266 万 7,780 円を減債積立金に積み立てること、その他未処分利益剰余金変動額 25 億 5,077 万 9,002 円を資本金に組み入れることにつきまして、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、これら 3 件の事業会計の決算の内容につきましては、「認定第 2 号 令和元年度長野市各公営企業会計決算の認定について」の提案の際に、御説明申し上げます。

以上、補正予算、条例の改正及びその他議案につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。